

CHUBB

Chubb 損害保険株式会社

2020年4月9日

設置者・園長先生 各位

Chubb 損害保険株式会社
大阪支店

新型コロナウイルス感染症に伴う特別措置のご案内
【大阪府私立幼稚園連盟 園児保険】

拝啓 平素より弊社業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、新型コロナウイルスの感染拡大により、園児保険の募集において影響が出ております。
以下のとおり特別措置の適用を行なうこととなりましたのでご案内致します。

敬具

◎特別措置の内容

園児保険のご加入者が新型コロナウイルス感染症による影響により、継続契約の契約手続きならびに保険料の払込みを、2020年5月31日（水）まで猶予します。

■前年に加入されていた方

2019年契約と2020年契約との保険期間に空白期間が発生したとしても前契約があれば継続期間とみなし保険金支払いを行います。保険金請求時に前契約の確認をします。

*加入者証の補償期間は加入依頼日の翌日となりますが、5月1日に遡って補償できる旨の文言を記載いたします。

■4月末までにお申し込みをいただいた方

⇒補償開始日：5月1日

■4月中に加入依頼書を記入し申込書を提出予定でしたが、幼稚園が休園の為、申込書を提出できず5月1日以降に申込書を幼稚園に提出した場合（集金の場合）

⇒補償開始日 5月1日

◎5月1日以降のお申込み

園児保険の場合、集金日（領収日）に係わらず加入依頼日を補償開始日とします。

例）団体契約保険始期：5月1日、加入依頼日：5月10日、集金日（領収日）：5月20日

⇒補償開始日：5月10日

◎郵便振替、インターネット経由で5月1日以降のお申し込みの方

お手続き完了の翌日を補償開始日とします。

現在、幼稚園経由でのお申し込みが難しいため4月30日までにインターネット経由でのお申し込みをおすすめいたします。

以上